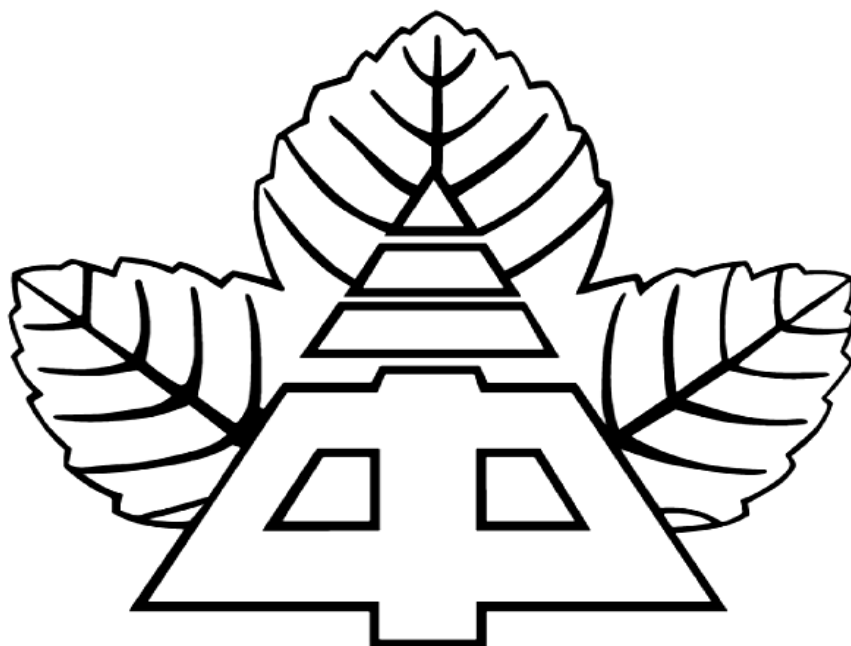


西東京市立田無第三中学校

P T A 会 則



Tanashi 3rd Junior High School

平成 24 年	(2012 年)	12 月 19 日	制定
平成 25 年	(2013 年)	4 月 1 日	施行
平成 26 年	(2014 年)	5 月 9 日	改正
令和 元 年	(2019 年)	10 月 25 日	改正
令和 2 年	(2020 年)	9 月 5 日	改正
令和 3 年	(2021 年)	6 月 18 日	改正
令和 4 年	(2022 年)	1 月 8 日	改正
令和 4 年	(2022 年)	3 月 14 日	改正
令和 5 年	(2023 年)	1 月 14 日	改正
令和 6 年	(2024 年)	1 月 13 日	改正

※3 年間使用しますので大切にお持ちください。
令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日 版

目 次

	ページ
○ 田無第三中学校 P T A会則	・ ・ ・ ・ ・ 1
○ 田無第三中学校 P T A細則	・ ・ ・ ・ ・ 5
○ 田無第三中学校 P T A慶弔規定	・ ・ ・ ・ ・ 6
○ 田無第三中学校 P T A組織図	・ ・ ・ ・ ・ 7

西東京市立田無第三中学校 PTA 会則

第 1 章 名称と事務所

- 第1条 この会は西東京市立田無第三中学校 PTA と称す。
第2条 この会は所在地を西東京市立田無第三中学校内とする。
第3条 この会の設立年月日を平成 25 年 4 月 1 日とする。

第 2 章 目的

- 第4条 この会は生徒の保護者と教職員が協力して、教育の向上、家庭と学校と社会における生徒の幸福と成長をはかることを目的とする。

第 3 章 方針と活動

- 第5条 この会は前章の目的を達成する団体で、次の方針に従って活動する。
1. 特定の政党、宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為はしない。
 2. 教職員の人事及び学校運営に関与しない。
 3. 他のいかなる団体、機関の干渉を受けない。
 4. 児童、生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体、または関係機関と協力する。
- 第6条 この会は前章の目的を遂げるため、次の活動を行う。
1. 会員相互の教養と親睦を深める。
 2. 生徒の教育環境の改善に努める。
 3. 家庭と学校の協力によって生徒の生活向上をはかる。

第 4 章 会員

- 第7条 この会の会員は、以下により構成される。
1. 西東京市立田無第三中学校に在籍する生徒の保護者
 2. 西東京市立田無第三中学校の教職員
- 第8条 会員はすべて平等の権利を有し義務を負う。
第9条 会員は会費を納める。

第 5 章 総会

- 第10条 総会はこの会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。
第11条 総会は定期総会と臨時総会とする。
第12条 定期総会は年 1 回、年度初めに会長が招集し、次のことを行う。
1. 活動報告、決算報告、会計監査報告の承認
 2. 本部役員、会計監査の解任
 3. 新本部役員、新会計監査の承認
 4. 新委員の紹介
 5. 活動方針案の審議及び議決
 6. 予算案の審議及び議決
 7. その他
- 第13条 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の 3 分の 1 以上が細則に定める手続きに従って要求した場合に、これを開くことができる。
第14条 総会の議長団は出席者の中から選出された、保護者及び教職員の議長、書記、資格審査員で構成され承認により会の進行を行う。
第15条 総会は委任状を含め全会員の 3 分の 1 以上の定数をもって成立する。
第16条 総会の議決は出席者の過半数とする。ただし、会則改正については別に定める。
第17条 定期総会において卒業した 3 年生の保護者は、傍聴権及び発言権はあるが、議決権はもたない。

第 6 章 運営委員会

- 第18条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であって、本部役員、担当教職員、各学年委員、各専門委員会の正副委員長をもって構成し、次のことを行う。
1. 会の運営、調整にあたる。
 2. 委員会の活動について意見交換を行う。
 3. 総会に提出する議案及び報告書を審議する。
 4. 補正予算を審議する。
 5. 欠員に伴う補充本部役員を承認する。

6. 次年度の各委員会の委員の定数を協議する。
7. 必要がある場合に、細則及び慶弔規定の制定改廃をする。
8. その他、総会の議決を要しないこの会の運営上必要な事項を協議する。

- 第19条 運営委員会は原則として月1回会長が招集し、構成員の2分の1以上の定数をもって成立する。
- 第20条 運営委員会の議決は出席者の過半数とする。
- 第21条 運営委員会は細則及び慶弔規定を制定または改廃した場合、その結果をすみやかに全会員に知らせ次期総会に報告する。
- 第22条 定期総会前に運営委員会を開き、本部役員候補者、各新学年委員、各専門委員会の新正副委員長と合同で、活動方針案、予算案、人事案等を審議承認し総会に提案する。なお、この運営委員会を特に「新旧合同運営委員会」と呼称する。
- 第23条 特別な事項につき運営委員会が必要と認めたときは、臨時委員会を設けることができる。

第7章 本部役員会

- 第24条 本部役員会は本部役員をもって構成し、緊急事項を協議する。
- 第25条 本部役員の定数は13名とし（うち教職員3名）役職を次のとおりとする。
1. 会長 1名 （保護者）
 2. 副会長 3又は4名 （保護者2又は3名、副校長）
 3. 書記 3又は4名 （保護者2又は3名、教職員1名）
 4. 会計 3名 （保護者2名、教職員1名）
 5. 庶務兼サポートシステム担当 1又は2名 （保護者）
- 第26条 本部役員の任期は定期総会に始まり次年度定期総会終了までとする。ただし再任を妨げない。
- 第27条 本部役員候補者の選出方法は細則により別に定める
- 第28条 本部役員の職務は次のとおりとする。
1. 会長は、この会を代表し会務を総括する。また総会、運営委員会、本部役員会、企画委員会、予算委員会を招集する。
 2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 書記は、総会ならびに運営委員会の議事及び活動を記録し、報告書作成、その他重要書類を保管する。
 4. 会計は、この会のすべての金銭の収支を正確に記録し、定期総会において会計監査の監査を経て決算報告をする。
 5. 庶務兼サポートシステム担当は、他の本部役員を補佐し会務を処理するとともに、サポートシステムの取りまとめを行い、各委員会と協力して会の活動に関することを行う。
- 第29条 本部役員に欠員が生じた場合は、別に定める細則により補充する。補充した本部役員の任期は前任者の残存期間とする。

第8章 委員会

- 第30条 この会には次の学年委員会ならびに各専門委員会を置き、各項に定める任務を遂行する。
1. 学年委員会
 - (1)各学年に学年委員会をもうける。
 - (2)学年委員はクラスの代表として運営委員会に出席し、学級集会、学年集会、その他の活動をとおして会員相互と学校との情報交換や研修等につとめ、親睦をはかる活動を行う。
 2. 文化厚生委員会
会員の相互の教養と親睦を深める活動及び、教育環境の整備と福利厚生に関する活動を行う。
 3. 広報委員会
この会の広報紙を編集発行し、会の活動を会員に知らせ、会員相互の意見交換をはかる活動を行う。
 4. 校外委員会
地域社会との結びつきを深め、生徒の校外生活の安全と教育環境の向上をはかる活動を行う。
 5. 選出委員会
 - (1)保護者の本部役員候補者、会計監査候補者を選出し、運営委員会において次年度候補者として報告をもって承認を得る。
 - (2)保護者の各委員を選出する。
 - (3)保護者の本部役員、会計監査に欠員を生じたときはこれを補充し、運営委員会において報告をもって承認を得る。
 - (4)選出委員会に関する規約は、細則により別に定める。
- 第31条 各委員会は保護者の会員から選出された委員ならびに教職員をもって構成する。ただし各委員の選出方法及び各委員会の定数については細則により別に定める。
- 第32条 各学年委員、文化厚生委員、広報委員、校外委員の任期は翌年3月末までとし、選出委員の任期は次

年度定期総会終了までとする。

第33条 各学年委員会と各専門委員会は委員互選により正副委員長を各1名選出し、各委員長が招集する。

第34条 各委員会は細則で定めた定数の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数とする。

第35条 各委員会の運営については会則に反さない限り、より円滑で充実した活動のために内規を設けることができる。ただし、内規を制定、改正した場合は、次回運営委員会にて報告する。

第9章 企画委員会

第36条 企画委員会は必要に応じて会長が招集する。

第37条 企画委員会は役員、各学年委員会の委員長、各専門委員会の委員長をもって構成し、次のことを行う。

1. この会の運営について協議する。
2. 委員会及び運営委員会に提出する議案の調整をはかる。
3. その他

第10章 予算委員会

第38条 予算委員会は本部役員及び各委員会の代表をもって構成し、運営委員会ならび総会に提出する予算案を作成する。

第11章 経理

第39条 この会の経費は会費とその他の収入をもって充てる。

第40条 会費は予算案と定期総会によって承認された予算により決定されるが、会員1名につき年額の上限を2,000円とする。ただし会員の転入、転出時の取り扱いについては、細則により別に定める。

第41条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われ、その決算は会計監査を経て総会に報告され承認を受けなければならない。

第42条 総会において議決された以外に緊急を要する経費が必要となった場合、本部役員会で協議の上、予備費から充当し、次回運営委員会において報告をもって承認を得る。

第43条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第12章 会計監査

第44条 この会の経理を監査するため会計監査3名（うち教職員1名）を置き、任務を次のとおりとする。

1. この会の経理を年2回定期監査し、決算の監査結果を総会において報告する。また必要に応じて随時監査することができる。
2. 経理上に問題があるときは、会長に意見を述べ会員に報告する。

第45条 会計監査候補者の選出方法は、細則により別に定める。

第46条 会計監査の任期は定期総会に始まり次年度定期総会終了までとする。なお、会計監査に欠員が生じた場合の補充方法は、細則により別に定める。

第13章 サポートシステム

第47条 サポートシステムは全保護者会員によって構成され、田無三中のサポートシステム通称『サンサポちゃん』とする。

第48条 サポートシステムは全保護者会員が行事等を通して、この会の各活動に参加協力し、学校及び地域に関わることを目的とする。なお、サポートシステムに関する規約は、細則で別に定める。

第14章 顧問

第49条 校長はこの会の顧問とし、すべての会合に出席し学校経営の上から意見を述べることができる。

第15章 会則の改正

第50条 この会則は総会において、出席者の3分の2以上の同意を得てこれを改正することができる。

第51条 改正案は総会開催の少なくとも1週間前までに全会員に知らせなければならない。

附則

1. この会則を施行するに必要な細則は別に定める。

2. この会の慶弔規定は別に定める。

3. 本会則は、西東京市立田無第三中学校「開校50周年」を機に、

平成24年（2012年）12月19日制定、平成25年（2013年）4月1日より施行する。

4. 本会則は、平成26年（2014年）5月9日に、「役員」を「本部役員」に変更し、同日より施行する。

西東京市立田無第三中学校 PTA 細則

第1条 この細則は運営委員会において、出席者の過半数の同意を得てこれを改正することができる。
なお、改正時は会則第 20 条に定める報告を行う。

第2条 臨時総会開催要求の手續きに関する細則（会則第 12 条より）
会員が臨時総会の開催を要求しようとするときは、次の書類を会長に提出する。

1. 臨時総会開催を必要とする理由及び議案を記した文書
2. 代表者名を頭書した全会員の 3 分の 1 以上の署名簿

第3条 本部役員候補者選出方法に関する細則（会則第 26 条より）
保護者の本部役員候補者選出方法は、次のとおりとする。なお、教職員の役員候補者は教職員会員の話し合いにより決める。

1. 選出委員会は、次年度本部役員を選出するため 1 学年本部役員候補者選出会及び 2 学年本部役員者選出会をもうけ、各学年から 5 名（合計 10 名）の本部役員候補者を選出する。
2. 本部役員候補者選出会において、立候補者がいない場合は抽選とする。
3. 選出委員は学校と協議の上、止むを得ない理由のある保護者を、本部役員候補選出除外者とする。
4. 選考に公平性をきたすため、抽選となった場合の除外者のガイドラインを選出委員会の内規で定めることができる。
5. プライバシーの侵害を避けるため、本部役員候補選出除外者の氏名は公表しない。
6. 第 3 条第 2 項に伴い選出会で抽選となった場合のくじは、選出委員会が引く。
7. 本校での本部役員経験者は、次年度以降の本部役員、各委員会の委員を辞退できる。ただし、再任は妨げない。本部役員については歴代本部役員名簿で確認できる年度（平成元年）より適用し、各委員会の委員については令和元年度（平成 31 年度）以降の本部役員経験者より適用する。歴代本部役員名簿は、本部役員が保管する。本部役員の歴代本部役員名簿は 25 年間の保存とする。また会則第 27 条の 3 にある、議事録、報告書などの重要書類に関しての最低保管期限も 25 年とする。
8. 各委員会の正副委員長は、本人からの申し出により、次年度に限り本部役員候補者を辞退できる。
9. 選出委員は次年度の本部役員候補者から除外する。
また、選出委員会の正・副委員長は、本人からの申し出により、次々年度に限り本部役員候補者と、各委員の選出を辞退できる。ただし立候補は妨げないものとする。
10. 選出された本部役員候補者は選出委員立会いのもと、互選により役職を決める。
11. 選出委員会は選出した本部役員候補者を次回運営委員会にて報告し、候補者として承認を得る。
12. 本部役員候補者は互選会以降次年度定期総会までを、引き継ぎ期間とする。
13. 本部役員候補者は定期総会にて承認を得て、正式に本部役員に就任する。

第4条 本部役員欠員時の補充方法に関する細則（会則第 28 条より）

1. 保護者の本部役員に欠員が生じた場合は、本部役員会にて選出委員会立ち会いのもと原則役職変更で対処する。引き継ぎ期間の本部役員候補者も同様とする。
2. 選出委員会は第 4 条第 1 項の結果をすみやかに全会員に知らせ、次回運営委員会で報告する。
3. 役職変更でまかなえない場合は、運営委員会で協議の上補充する。
4. 教職員の本部役員に欠員が生じた場合は、教職員会員の話し合いにより後任者を決める。

第5条 選出委員会に関する細則（会則第 29 条より）

1. 選出委員は在任中及び退任後も、PTA 会員より提出された調査票の内容やヒヤリング等で得た個人情報、第三者に漏洩してはならない。また、提出された調査票は、漏洩防止の対策に万全を期して取り扱わなければならない。
2. 選出委員は PTA 会員より提出された調査票の内容やヒヤリング等で得た個人情報を、この会の会長、副会長から請求があった場合には、開示しなければならない。ただし PTA 会員から異議申し立てがあった場合の開示請求に限る。開示を受けた会長、副会長は、第 5 条第 1 項を遵守しなければならない。

第6条 各委員の選出方法及び各委員会の定数に関する細則（会則第 30 条より）

1. 各学年委員及び各専門委員の選出方法は、次のとおりとする。
 - (1) 選出委員会は年度初めに各学年の委員選出会をもうけ、話し合いにより選出する。
 - (2) 止むを得ない理由のある保護者は、選出委員会が学校と協議の上、委員選出除外者とする。
 - (3) 本部役員候補者及び令和元年度（平成 31 年度）以降の本部役員経験者は委員選出会の際、委員選出

除外者とする。

(4)各委員は、選出委員会に選出されたことにより委員に就任する。

(5)教職員の各委員は教職員会員の話し合いにより決め、就任する。

2.各学年委員会の定数は、次のとおりとする。ただし、保護者の各学年委員は今後のクラス数の増減に伴い合計人数を2名×クラス数とする。

(1)1 学年委員会 保護者...各クラスの代表2名、教職員...1名

(2)2 学年委員会 保護者...各クラスの代表2名、教職員...1名

(3)3 学年委員会 保護者...各クラスの代表2名、教職員...1名

3.各専門委員会の定数は、次のとおりとする。この定数を基本とするが、その時の状況に応じて、本部役員、選出委員と協議の上、変更することができる。

(1)文化厚生委員会 保護者...各学年から4名、教職員...1名 (合計13名)

(2)広報委員会 保護者...各学年から5名、教職員...1名 (合計16名)

(3)校外委員会 保護者...各学年から4名、教職員...1名 (合計13名)

(4)選出委員会 保護者...各学年から4名、教職員...1名 (合計13名)

第7条 会費に関する細則（会則第39条より）

会員の転入、転出時の会費の取り扱いについては、次のとおりとする。

1. 4月1日から9月30日に転入の場合は、全額を徴収する。
2. 10月1日から3学期修了式までに転入の場合は、会費の半額を徴収する。
3. 4月1日から9月30日に転出する際に、返金の申し出があった場合は、会費の半額を返金する。
4. 10月1日以降に転出の場合は、会費を返金しない。
5. 途中入会、途中退会は転入、転校などや正当な理由により本部が認めた場合のみとします。

第8条 会計監査候補者の選出方法及び、欠員時の補充方法に関する細則（会則第44,45条より）

1. 保護者の会計監査2名は原則として前年度の会計が担当する。又は前年度本部役員の中から選出委員会立ち会いのもと選出する。教職員の会計監査候補者は教職員会員の話し合いにより決める。なお、欠員が生じた場合も同様とする。
2. 選出委員会は選出した会計監査候補者を次回運営委員会にて報告し、候補者として承認を得る。
3. 会計監査候補者は定期総会にて承認を得て、正式に会計監査に就任する。

第9条 サポートシステムに関する細則（会則第47条より）

この会の本部役員及び委員に選出されなかった保護者会員は、サンサポちゃんとして複数回参加協力に努める。

附則

1. この細則は、平成24年(2012年)12月19日制定、平成25年(2013年)4月1日より施行する。
2. この細則は、平成25年(2013年)9月13日に、第3条を改正し、同日より施行する。
3. この細則は、平成25年(2013年)11月15日に、第7条を改正し、同日より施行する。
4. この細則は、平成26年(2014年)5月9日の会則改正に伴い、「役員」を「本部役員」に変更し、同日より施行する。
5. この細則は、平成26年(2014年)7月4日に、第5条及び第6条を改正し、同日より施行する。
6. この細則は、平成26年(2014年)9月5日に、第3条を改正し、同日より施行する。
7. この細則は、令和元年(2019年)10月25日に、第3条及び第6条を改正し、同日より施行する。
8. この細則は、令和2年(2020年)9月5日に、第3条を改正し、同日より施行する。
9. この細則は、令和3年(2021年)6月18日に、第7条を改正し、同日より施行する。
10. この細則は、令和4年(2022年)1月8日に、第3条を改正し、同日より施行する。
11. この細則は、令和4年(2022年)3月14日に、第7条を改正し、同日より施行する。
12. この細則は、令和4年(2022年)5月7日に、第6条を改正し、同日より施行する。
13. この細則は、令和5年(2023年)1月14日に、第3条を改正し、同日より施行する。
14. この細則は、令和6年(2024年)1月13日に、第7条を改正し、同日より施行する。

西東京市立田無第三中学校 PTA 慶弔規定

第1条 本規定は西東京市立田無第三中学校 PTA 会員ならびに生徒の慶弔等について定めたものである。

1. 本 PTA 会員及び生徒が死亡した場合は、5,000 円を弔慰金とする。
2. 教職員の結婚には、祝電などで祝意をあらわす。
3. 学校関係職員の慶弔等ならびに前項に規定されていない事項で慶弔費の必要が生じた場合は本部役員会で協議し、次回運営委員会において報告をもって承認を得る。

第2条 この慶弔規定は運営委員会において、出席者の過半数の同意を得てこれを改正することができる。なお、改正時は会則第 20 条に定める報告を行う。

附則

1. この慶弔規定は、平成 24 年（2012 年）12 月 19 日制定、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日より施行する。
2. この慶弔規定は、平成 26 年（2014 年）5 月 9 日の会則改正に伴い、「役員」を「本部役員」に変更し、同日より施行する。

田無第三中学校 PTA 組織図

